

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

令和元年5月21日（火曜日） 第582号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

公 示	△一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の 取扱いについて	・・・P 1
	△「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の 一部改正について	・・・P 6
許認可等	△自動車分解整備事業の認証	・・・P 6
	△指定自動車整備事業の指定	・・・P 6
行政処分	△自動車運送事業者に対する行政処分等	・・・P 6

○ 公 示

■ 公示第9号

（自動車交通部）

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。

平成31年4月26日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

記

1. 事前確定運賃の要件及び適用方法

（1）事前確定運賃は、配車アプリ等に搭載された電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。以下同じ。）を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、北陸信越運輸局長が年度ごとに定めた係数を乗じ、1円単位を四捨五入して算定するものであることとする。

（2）事前確定運賃の適用方法については、以下のとおりとする。

- ① 旅客に対して、電子地図上において走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点（幹線道路、交差点、有料道路出入口等）のいずれかを示すとともに、事前確定運賃額（各種割引を適用する場合は、割引前及び割引後の運賃額）を提示し、旅客の了解を得て適用することとする。
- ② 運転者は、旅客に対して事前確定運賃を適用する旨を確認するとともに、原則、旅客に示した走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点を逸脱することなく運送を行うものとする。
- ③ 運送途中で旅客の都合によって走行予定ルートの変更（やむを得ないものと事業者が判断し

た場合における走行予定ルート上の施設への必要最小限度の時間内での立ち寄りを含まない。以下同じ。)を行う場合には、事前確定運賃による運送をその時点で終了し、事前確定運賃額を収受するとともに、新たに当該運送終了地点から距離制運賃により運送を開始することとする。

- ④ 運転者の都合による走行予定ルートの変更(交通規制によるものを含む。)は、旅客の了承を得て行うこととし、収受する運賃は事前確定運賃額とする。
- ⑤ 係数は、乗車予定時刻が属する時間帯の係数を用いることとし、異なる係数が設定されている複数の時間帯をまたぐことが想定される運送については、旅客の乗車地点から次の時間帯に到達すると想定される地点までの走行距離と、当該時間帯に到達すると想定される地点から旅客の降車地点までの走行距離をもとに、それぞれの時間帯における距離制運賃(時間距離併用制運賃を除く。)を算定(旅客の乗車地点から次の時間帯に到達すると想定される地点までの走行距離が初乗距離に満たない場合や、加算距離の途中時点で次の時間帯に到達する場合においては、初乗運賃又は加算運賃を、次の時間帯に到達すると想定される地点までの距離と当該時間帯に到達すると想定される地点から初乗距離又は加算距離に到達すると想定される地点までの距離で按分することとする。)し、それぞれの時間帯ごとの係数を用いて算定した事前確定運賃を合算して運送全体の事前確定運賃を算定するものとする。なお、通常時間帯と割増時間帯をまたぐ場合においては、運送の一部に割増時間帯での運送を含む旨を予め旅客に示すこととする。
- ⑥ 事前確定運賃には深夜早朝割増以外の割増及び各種割引を適用するものとする。
- ⑦ 各種料金は事前確定運賃とは区分して適用するものとする。
- ⑧ 荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合は、事前確定運賃は適用しないものとする。

2. 認可申請手続き

(1) 申請内容

事前確定運賃の認可申請においては、3. (2)により北陸信越運輸局長が公示する又は公示した係数を用いて、1. (1)の方法により算定する運賃を適用する旨を申請するものとする。

(2) 申請期間

年に一度、営業区域ごとに、7月1日から7月31日までの間に申請を受け付けることとする。ただし、(4)のとおり、当該期間以外であっても、申請者が既に公示された係数を用いることを了承する場合には、申請することができるものとする。

(3) 申請書への添付を求める書類

申請書には以下の書類の添付を求めることとする。

- ① 配車アプリの概要を示した資料(3. (1)①から⑤を満たすことが確認できるもの)
なお、配車アプリを使用しない方式を用いる場合は、1. (2)①から⑧までの対応に係る仕組みについて概要を示した資料。
- ② 事前確定運賃を適用しようとする営業区域における実績年度(実績年度の期間については、4月1日から翌年3月末日までとする。)の輸送実績(ハイヤー及び福祉輸送事業限定を除いた一般乗用旅客自動車運送事業において距離制運賃を適用した運送のみを対象とし、その中から、深夜早朝割増以外の割増及び各種割引を適用した運送を除いたものとする。)を示した書面(別紙様式参照)。ただし、実績年度途中の運賃改定などの事情を勘案し、北陸信越運輸局長が必要と認めるときは、北陸信越運輸局長は、提出する輸送実績に係る期間を実績年度とは別に指定するものとする(③において同じ。))。
- ③ 実績年度の全ての運送における以下イからニに示すデータ(ハイヤー及び福祉輸送事業限定を除いた一般乗用旅客自動車運送事業において距離制運賃を適用した運送のみを対象とし、その中から、深夜早朝割増以外の割増及び各種割引を適用した運送を除いたものとする。)。なお、当該データは、Microsoft Excelによって作成されたものを電子媒体にて提出を求めることとする。
 - イ. 運送を開始し、実車となった月日及び時刻(分単位まで)
 - ロ. 運送を終了し、空車となった月日及び時刻(分単位まで)
 - ハ. 実車走行距離
 - ニ. 当該運送に係る運賃額(原則各種料金については含めないものとするが、迎車料金について、一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものや発車地点より実車扱いとするものを設定している場合は、これを含めてもよいこととする。)
- ④ 4. (1)に定める期限の更新のための認可申請を行う場合、②及び③の総運賃収入及び運賃

額については、メーターに基づいて算定した距離制運賃額（事前確定運賃を適用する運送においてメーターを作動させて演算した金額を含む。）とする。

- （４）事前確定運賃を適用しようとする営業区域において既に有効な係数が公示されている場合であって、（２）の申請期間中に事前確定運賃の認可申請を行なわなかった者及び１人１車制個人タクシー事業者が当該係数を適用して事前確定運賃を適用する旨の認可申請を行う場合にあっては、（３）②、③の書類等の提出は不要とする。

３．審査方法

- （１）配車アプリ等には、少なくとも以下の機能が備わっていることを確認する。

- ① 配車アプリ等に搭載された電子地図を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、北陸信越運輸局長が年度ごとに定めた係数を１．（２）⑤の方法により乗じ、１円単位以下を四捨五入して算定するものであること。
- ② 旅客が、最短距離ルートや最短時間ルートなど２以上の走行予定ルートから走行すべき１つのルートを選択でき、旅客の乗車地点から降車地点までの間の推計走行距離を選択されたルートで推計するものであること。
- ③ 事前予約又は配車依頼時に、旅客と運転者に対して同一の走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点を示すことが可能であり、かつ旅客と運転者に対して示した走行予定ルートに基づいて事前確定運賃額を算定し、提示できるものであること。
- ④ 事前予約又は配車依頼時に、旅客が有料道路利用の有無を選択でき、その選択結果に基づいた走行予定ルートにより事前確定運賃を算定できるものであること。
- ⑤ 旅客が事前確定運賃の適用に同意する前に、サービスについての以下の注意事項が提示され、旅客が同意したことを確認できるものであること。
 - ・運送途中で旅客の都合による走行予定ルートの変更を行う場合には、事前確定運賃による運送をその時点で終了し、事前確定運賃額を収受するとともに、新たに当該運送終了地点から距離制運賃により運送を開始すること。
 - ・道が空いている場合等、事前確定運賃額が距離制運賃や定額運賃よりも高くなる場合があること。

- （２）北陸信越運輸局長は、２．（３）②及び③のデータから、曜日、時間帯（１時間ごと）ごとに、申請期間における全申請事業者の実績年度の総運賃収入額（総運送収入額から料金等の額を除いたもの。）を、全申請事業者の実績年度の総実車距離等から算定した推計総距離制運賃額（時間距離併用制運賃を除くこととし、全申請事業者の実績年度の総初乗り運賃収入額を考慮するものとする。）で除して各区分の係数（以下「統一係数」という。）を定めることとする。ただし、営業区域における運送実態を踏まえ、北陸信越運輸局長がこれと異なる区分を設けることができることとする。

- （３）統一係数は、申請事業者が現に適用する認可を受けた距離制運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）第１６条第１項に基づき運賃の幅が指定されているときは、同法第１６条の４第１項の規定により届け出た距離制運賃）額ごとに算定することとする。

なお、自動認可運賃に該当しない運賃を適用している事業者については、当該事業者の２．（３）

- ②及び③のデータに基づいて個別に係数を算定することとする。

- （４）統一係数は、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位まで算定することとする。

- （５）統一係数を算定した時は、速やかにこれを公示することとする。

４．認可の条件

- （１）認可の期限は、原則、申請後最初に認可を受けた事業者の認可日から１年間とする。

なお、期限更新のための認可申請があった場合において、期限の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の認可は、期限の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。

- （２）荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合には、配車アプリ等においてその旨旅客に周知すること。

- （３）１回の運送における事前確定運賃額が距離制運賃により算出した運賃額に比して大きく乖離する等不適切な運用が行われている事実を確認した場合は、道路運送法第３１条に基づく事業改善命令の対象となる可能性があること。

- (4) 配車アプリ等を変更または追加するときは、北陸信越運輸局長に2(3)①の資料を添付して通知すること。
- (5) 国土交通省が配車アプリ等の仕様について質問した場合には、これに回答すること。また、その回答結果に基づき、事前確定運賃の適切な運用に支障を生じるおそれがあると認められるときは、仕様の変更その他の適切な処置を講じること。
- (6) (1)の期限の更新のための認可申請を行う場合(過去に事前確定運賃の認可を受けた者が、新たに認可申請する場合を含む。)には、2.(3)の書類等を提出すること。ただし、1人1車制個人タクシー事業者には本条件は付さないこととする。

5. その他

- (1) 2.(3)④の金額に関するデータを収集するためにメーターを作動させる場合は、旅客の乗車地点においてメーター器を「実車」の位置に操作するとともに、メーターをカバー等で覆うこととする。
- (2) 曜日、時間帯、運賃額等により限定して事前確定運賃を適用する場合は、予めその旨を周知することとする。
- (3) 本通達施行後に、制度を見直すべき事由が生じた場合には、本通達の改正も含め、都度見直しを行うこととする。

6. 経過措置

- 4.(6)については、本通達の施行日から2年を経過後、新たに認可又は認可を更新するまでの間は、これによらないことができるものとする。

附 則

本公示は、平成31年4月26日から施行する。

以 上

		0時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台
日	総運賃収入																								
	総実車キロ																								
	総運送回数																								
月	総運賃収入																								
	総実車キロ																								
	総運送回数																								
火	総運賃収入																								
	総実車キロ																								
	総運送回数																								
水	総運賃収入																								
	総実車キロ																								
	総運送回数																								
木	総運賃収入																								
	総実車キロ																								
	総運送回数																								
金	総運賃収入																								
	総実車キロ																								
	総運送回数																								
土	総運賃収入																								
	総実車キロ																								
	総運送回数																								

※祝祭日及び1月1日から3日までについては、日曜日として集計すること

※「総運賃収入」には、原則各種料金は含めないものとするが、迎車料金について、一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものや発車地点より実車扱いとするものを設定している場合は、これを含めてもよいこととする。）

※時間帯をまたぐ運送に係る実績は、運送を開始した時間が属する時間帯に含めるものとする

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」(平成 14 年 7 月 1 日付け公示第 14 号)を別紙のとおり一部改正する。

平成 31 年 4 月 26 日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

※別紙は 8 頁参照

○ 許 認 可 等

■ 自動車分解整備事業の認証 (自動車技術安全部)

認証番号	長認証第 470 号
認証年月日	令和元年 5 月 8 日
事業者名	小山智巳
事業場の名称	車工房 小山
事業場の所在地	長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口字南裏 622 番地 2
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車 (乗用)、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

■ 指定自動車整備事業の指定 (自動車技術安全部)

指定番号	北信指第 10240 号
指定年月日	令和元年 5 月 15 日
事業者名	新潟自動車産業株式会社 (法人番号 5110001003861)
事業場の名称	新潟自動車産業株式会社フォルクスワーゲン長岡
事業場の所在地	新潟県長岡市要町 3 丁目 7 番 6 号
対象とする自動車の種類	普通自動車 (小型)、普通自動車 (乗用)、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

○ 行 政 処 分

■ 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分 (事業停止)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 31 年 4 月 12 日	株式会社 津幡観光社	かほく営業所	事業停止 (30 日)	平成 30 年 10 月 4 日、 監査実施。3 件の違反 が認められた。 (1)運行管理者の選任 違反（旅客自動車運送 事業運輸規則第 47 条 の 9 第 1 項） (2)運行管理者の選任 解任届出違反（道路運 送法第 23 条第 3 項） (3)整備管理者選任 （変更）の未届出、虚 偽届出（道路運送車両 法第 52 条）	30	30
	石川県河北 郡津幡町字 津幡二 13- 3	石川県かほく市 宇野気ト 115-2	道路運送法 第 23 条第 1 項、同法 第 23 条第 3 項及び同 法第 27 条 第 3 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

以 上

新	旧
公 示	公 示
公 示 第 1 4 号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年7月1日 北陸信越運輸局長 武藤 秀一 記 1. 運賃 (1)運賃の種類 イ～ハ (略) 二 <u>事前確定運賃</u> <u>配車アプリ（スマートフォンやタブレット端末上でタクシーの配車依頼等を行うためのアプリケーションソフトウェア）等に搭載された電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。）を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に距離制運賃に準じて別途定める方法により算定し、乗車前に運賃額を確定する運賃。</u> (2)運賃の適用順位 運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用することとするが、(4)に定めるところにより設定した時間制運賃を適用することができるもの	公 示 第 1 4 号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年7月1日 北陸信越運輸局長 武藤 秀一 記 1. 運賃 (1)運賃の種類 イ～ハ (略) (2)運賃の適用順位 運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用することとするが、(4)に定めるところにより設定した時間制運賃を適用することができるものとする。また、(5)に定めるところにより定額運賃を設定している場合は、

とする。また、(5)に定めるところにより定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができるものとする。 <u>なお、距離制運賃の適用を想定した運送を行おうとする場合において、旅客の求め又は同意（配車アプリ等の利用を通じた同意を含む。）があるときは、(6)に定めるところにより事前確定運賃を適用することができるものとする。</u> (3)～(5) (略) <u>(6)事前確定運賃</u> <u>事前確定運賃の要件及び適用方法その他の取扱いについては、平成31年4月26日付北陸信越運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」によることとする。</u> 2. ～4. (略) 附 則（平成14年7月1日付け公示第14号） (略) 附 則（平成27年12月24日付け公示第66号で一部改正） 改正後の規定は、平成27年12月24日以降に処分するものから適用する。 <u>附 則（平成31年4月26日付け公示第10号で一部改正）</u> <u>改正後の規定は、平成31年4月26日以降に処分するものから適用する。</u>	定額運賃を適用することができるものとする。 (3)～(5) (略) 2. ～4. (略) 附 則（平成14年7月1日付け公示第14号） (略) 附 則（平成27年12月24日付け公示第66号で一部改正） 改正後の規定は、平成27年12月24日以降に処分するものから適用する。
--	--